

取組方針Ⅱ-1 水産資源の適切な管理と豊かな里海の再生

豊かな里海の再生を図るため、次の取組を推進します。



■ 関連する SDGs ■



取組Ⅱ-1-①	持続的な水産資源の維持・管理
<p>【現状】</p> <p>国及び県において、魚種や漁業種類の特性に応じ、漁場の区域・対象魚種・漁法などを特定した漁業権[※]の免許や、漁船の隻数・操業期間・区域、漁法の制限をかける許可制度により、漁業者による漁場の利用を調整してきました。</p> <p>水産資源の持続的な利用の確保と水面の総合的な利用を目的に、令和2年12月、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を統合した改正漁業法が施行され、新たな資源管理システムとして漁獲量ベースで8割の魚種をTAC[※]対象魚種とすること、科学的根拠に基づく資源管理目標を設定することなどが定められました。</p> <p>漁協や漁業者は、国や県における規制に加え、地域の漁業や資源の実態に応じ、小型魚の再放流や禁漁区を設定するなど、漁業者間で独自に取り決めた資源管理に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、禁止された期間や区域などで密漁が行われており、漁業秩序が守られていないという現状があります。</p> <p>また、資源確保のため、全国的に実施されている栽培漁業の推進を図るため設立された橘湾、西彼地域及び大村湾の栽培漁業推進協議会において、継続的に水産種苗の放流を行っていますが、放流効果を把握できていない魚種もあります。</p> <p>水産センターでは、その放流用魚介類の一部について種苗の生産を行い、分譲しています。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な漁業生産を図るために、継続して資源管理に取り組む必要があります。 ・ 漁業秩序を維持するために、密漁の監視を強化する必要があります。 ・ 今後も継続的な種苗放流を行うとともに、効果的な放流手法について検討する必要があります。 	

※漁業権

一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利で、漁具を定置して営む定置漁業権、養殖業を営む区画漁業権、一定の水面を共同に利用して営む共同漁業権の3つに大別されます。

主に漁協が免許を取得し、漁業権の範囲で漁業を営む権利を有する者の資格や遵守すべき事項等を定め、管理しています。

※TAC（漁獲可能量）

科学的根拠に基づいて設定される魚種ごとの年間漁獲可能量のこと。水産資源の適切な保存と管理を目的に設定されます。平成30年度においては、8魚種を対象に行われていましたが、令和2年度の改正漁業法に伴い、令和5年度までに漁獲量ベースで8割がTACの対象となる予定です。

具体的取組 1

漁獲量等の適正な管理による資源管理の推進

【内容】

漁協、漁業者

使用する漁具・漁獲物の体長・操業期間の制限及び休漁日の設定など、地域の実態に応じた自主的な措置や県が策定する資源管理目標に基づいた資源管理協定により、資源管理を行います。

行政

市は、漁業者等が行う資源管理の取組に併せ、魚礁や藻場礁の設置について検討を進めるなど、市内における重要な水産資源の維持・回復に努めます。

具体的取組 2

密漁監視の強化

【内容】

漁協、漁業者、関係団体

漁業秩序を維持し、将来にわたって良好な漁場として利用していくために、県や警察、海上保安部などと連携し、漁場の密漁監視を効果的に実施します。

行政

市は、漁協等が行う取組に対して支援を行います。

■取組事例■

大村湾を囲む7漁協及び5市4町は、大村湾海域漁場監視連絡協議会を設立し、資源の保護や漁業秩序を維持するために、関係機関と連携して密漁監視活動を行っています。



具体的取組 3

海域の特性に合った種苗放流と効果的な放流手法の検証

【内容】

漁協、漁業者

海域の特性に合った魚種の種苗放流やイカ産卵場の設置などを行い、水産資源の維持を図ります。

行政

市は、漁協等が行う水産資源の維持を目的とした種苗放流に係る経費に対して支援を行います。また、県が実施している放流海域や放流サイズ等に関する放流効果調査について、最新情報の収集に努めるとともに、県、栽培漁業推進協議会及び漁協と連携した効果的な放流手法による放流事業を推進します。併せて、地先種の放流後の資源管理のあり方について漁

協及び漁業者と連携しながら検討します。

具体的取組 4

栽培漁業推進協議会との連携

【内 容】

行 政

水産センターは、漁場環境等の海域特性に配慮した栽培漁業を推進するため、橘湾、西彼地域及び大村湾の沿岸の漁協並びに市町で構成する各栽培漁業推進協議会に参画し、放流計画に即した各魚種の種苗を生産し、分譲します。

水産種苗の放流に際しては、県が実施する放流効果調査に関する情報を各栽培漁業推進協議会及び市で共有し、三者が連携を図りながら、より効果的な放流を実施します。

また、沿岸における水産資源の安定的な確保のために設立された公益財団法人 橘湾栽培漁業推進基金及び公益財団法人 西彼海区栽培漁業推進基金の円滑な事業推進について連携します。

【現状】

長崎市は、橘湾海域、西彼海域及び大村湾海域の3つの海域を有しており、特性の異なるそれぞれの海域において、その恵まれた漁場環境を活かした多種多様な漁業が営まれています。

藻場は、水産生物の生活の場、産卵や稚仔魚の生育の場、アワビといった海藻食の水産生物等の餌場など、水産物にとって重要な役割を果たしています。

しかし、近年の環境変化により、植食動物[※]の食圧が増加していることなどに伴い、全国で藻場が減少しており、市内においても、藻場が消失する磯焼けが起こっています。

また、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックによる影響は、海洋環境や生態系だけでなく、操業においても支障が生じており、世界全体で取り組むべき大きな課題となっています。

さらに、閉鎖的な海域の大村湾や橘湾の湾奥部では、海水の循環が起こりにくいため、水域環境が悪化しやすいことが、資源量の減少の一因となっています。

【課題】

- ・漁場機能の回復と生産性を高めるため、水生生物の生育環境を改善する必要があります。

※植食動物

ウニ、アワビ、アイゴなど海藻や海草を食べる動物のこと。

具体的取組 1

総合的・計画的な藻場の再生

【内 容】

漁協、漁業者

海域の特性や漁場環境の変化に適した保全活動を行うために、行政機関と連携しながらウニやアイゴ等の食害生物の除去や漁場環境に適した母藻[※]の投入などを実践するとともに、森や川など陸地とのつながりを考慮し、総合的・計画的な藻場の再生を図ります。

※母藻

海藻のタネ（孢子・遊走子など）を得るための成熟した海藻のこと。



磯焼けが進んでいる海底



食害生物の除去活動

行 政

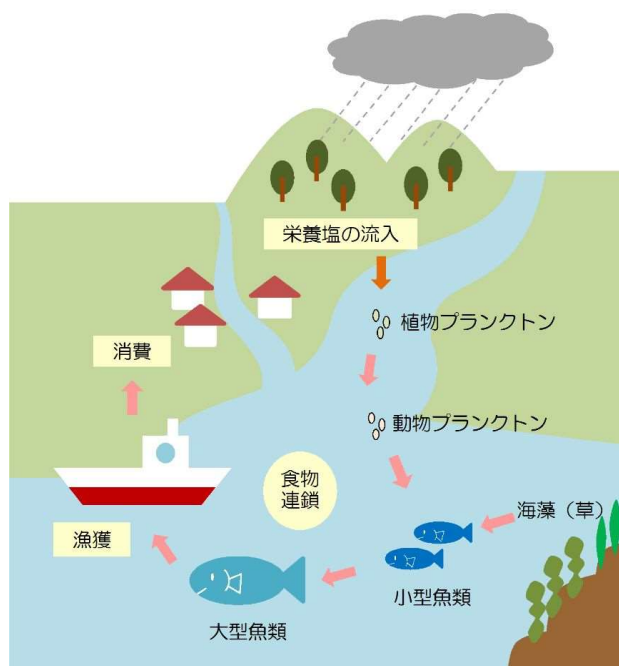
市は、漁業者等が行う藻場の再生活動に係る経費について国や県と一体となって支援します。また、県等関係機関と連携し、アイゴやイスズミ等の食害魚の除去方法についての検討や藻場の造成に繋がる海藻種苗の可能性について検証を行います。

■ 森・川・海における物質循環 ■

山の木々や森の土壤に含まれる栄養塩は、川を通じて海に運ばれ、植物プランクトンを増殖させます。そして、動物プランクトンや貝類の餌となり、更には小型魚類、大型魚類の餌へと食物連鎖が進み、物質循環が生まれます。

森・川・海のバランスが保たれていることで、健全な物質循環が構築されますが、海に流れ込む栄養塩が多すぎると赤潮を引き起こし、少なすぎると漁獲量の減少につながるなど、物質循環のバランスが崩れると、様々な問題が発生します。

豊かな里海を維持するためには、物質循環のバランスを健全に保てるように、海だけでなく、森や川と一体的に管理し、生物の生産性、多様性を高めていく必要があります。



具体的取組 2

漁場機能の維持・回復

【内 容】

漁協、漁業者

行政機関と連携し、海底耕うん[※]などによる漁場機能の回復を図るとともに、漁具の適正な使用と処理に努め、操業中に混入した海洋ゴミについても、自主的な回収を行うことで漁場機能の維持・回復に努めます。

また、資源量の維持及び増大を図るために、関係機関と協議を行いながら、計画的に漁場機能の回復と生産性を高める取組を実施します。

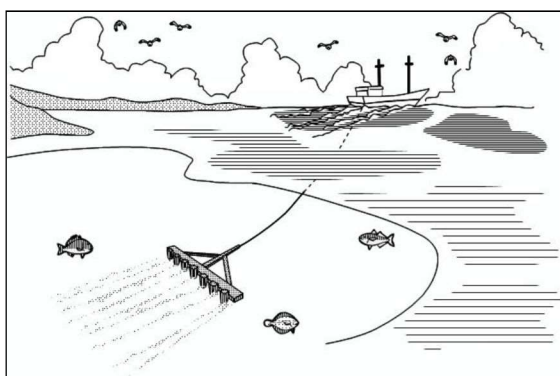
※海底耕うん

汚泥などが堆積して硬くなった海底を、畑を耕すように掘り起こすことで、海底中の窒素やリンなどの有機物の分解を促進させたり、栄養塩類を攪拌させることで、漁場機能の回復を図るもの。

行 政

市は、漁協等が行う海底耕うんやボランティア清掃、海岸への漂着ゴミの回収・処理に対して支援を行います。

また、関係機関と連携して海洋プラスチックゴミの縮減について検討を進めます。



海底耕うんイメージ図



海底耕うん実施後のゴミ